



# 社会福祉施設 (介護事業場)の 労働災害防止 好事例集

京都府社会福祉施設（介護）  
プラスセーフ（+SAFE）協議会  
（令和8年（2026年）6月）

医療法人社団洛和会  
社会福祉法人南山城学園  
社会福祉法人京都福祉サービス協会  
社会福祉法人青谷学園  
社会福祉法人グレイスマいづる  
社会福祉法人福知山学園  
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会  
一般社団法人京都府介護老人保健施設協会  
一般社団法人京都府老人福祉施設協議会  
公益財団法人介護労働安定センター 京都支部  
公益社団法人京都労働基準協会  
全国健康保険協会 京都支部  
独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター  
中央労働災害防止協会 近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター  
京都府健康福祉部 高齢者支援課  
京都府健康福祉部 地域福祉推進課  
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課  
京都労働局 職業安定部 職業安定課  
京都労働局 労働基準部 健康安全課

# もくじ

	ページ 番号
1 はじめに	2
2 そもそも「安全衛生」って何？	2
3 なぜ「安全衛生活動」に取り組むの？	3
4 どんな災害が起こっているの	4
5 災害事例と対策	5
「無理な動作、動作の反動」 ... 捻挫・腰痛等	5
「転倒」	12
「墜落・転落」	13
「交通事故」	14
「その他」	15
6 対策参考資料	16

各産業で人手不足が叫ばれる中、**全国の統計では平成21年以降労働災害が増加傾向**となっており、**京都府でも最低値を記録した平成28年以降は、増減しながら徐々に増加**しています。

労働災害の増加には、**労働者の高年齢化などが影響**しており、**今後とも増加が懸念**されます。

本資料は、災害事例や対策を、京都府社会福祉施設（介護）プラスセーフ（+SAFE）協議会の構成員である**介護事業場の各法人の実例**をもとに取りまとめたものです。

各職場で参考とされ、**安全で健康な職場づくりの一助**としていただけることを期待いたします。

## そもそも「安全衛生」って何？

労働安全の法令に「安全」「衛生」という言葉の定義はありません。  
まずは、わかりやすく

「安全」・・・ケガするような危険がない  
「衛生」・・・病気にならず健康が保たれる

くらいに考えてみましょう。

（なお、専門的には、ISO/IEC GUIDE 51:2014（国際標準化機構・国際電気標準会議）、JIS Z8051（日本産業規格）では、「安全」の定義を「許容できないリスクがないこと」としています。

したがって、「事故がないから安全だ」とはなりませんし、また、ゼロリスクを指すものでもありません。）

ですから、

「交通安全」といえば、「移動していて事故に遭わない」

「公衆衛生」といえば、「感染症等により患しない」

となりますし、

「労働安全衛生」は、「労働することにより、ケガや病気をしない」

と考えると、イメージしやすいと思います。

安全衛生管理の不備による、起こる問題の最たるものは「労働災害」です。労働災害が発生すると、以下のように労使ともに影響をもたらします。

### 【労働者にとって】

重篤な場合、命を失う、障害が残るということが起こります。

また、障害が残らないまでも、休業せざるを得なくなる、治療で入院や通院が必要となるといった負担が生じます。

### 【企業にとって】

労働災害が発生した場合、以下の法的責任が生じます。

「**刑事上の責任**」 刑法（業務上過失）、労働安全衛生法による処罰

「**民事上の責任**」 損害賠償責任（不法行為、安全衛生配慮義務不履行）

「**行政上の責任**」 行政指導、行政処分（指名停止など）等

「**社会的責任**」 社会的非難、信用失墜等

また、労働者が休業すれば、人手不足がより深刻となります。

**事業者も労働者も協力して安全衛生管理に取り組む必要**があります。

安全衛生活動に取り組まないことのデメリットとは逆に、**安全衛生活動に取り組むことのメリット**があります。

### 【生産性の向上】

「安全第一」は製造業や建設業でおなじみのスローガンですが、元をたせば、西暦1900年ごろのアメリカまでさかのぼります。

当時は、

「生産第一・品質第二・安全第三」

と考えられており、**生産を重視するあまり労働災害が多発**していました。

これを、

「**安全第一・品質第二・生産第三**」

と変えたところ、むしろ生産性が向上し、**なおかつ労働災害も減少**した、というものです。

### 【人材の確保・定着】

昭和には3K職場（きつい、汚い、危険）は、求職者、労働者から避けられていました。

安全衛生が行き届く職場のほうが、労働者の採用や定着に有利となるでしょうし、また、労働災害が少なければ、被災した労働者分の手が欠けたり、その処理労力を割いたりする必要もなくなります。

「安全衛生活動」は軽視してよいものではありません。  
むしろ、積極的に取り組むことで、よりよい職場を実現しましょう。

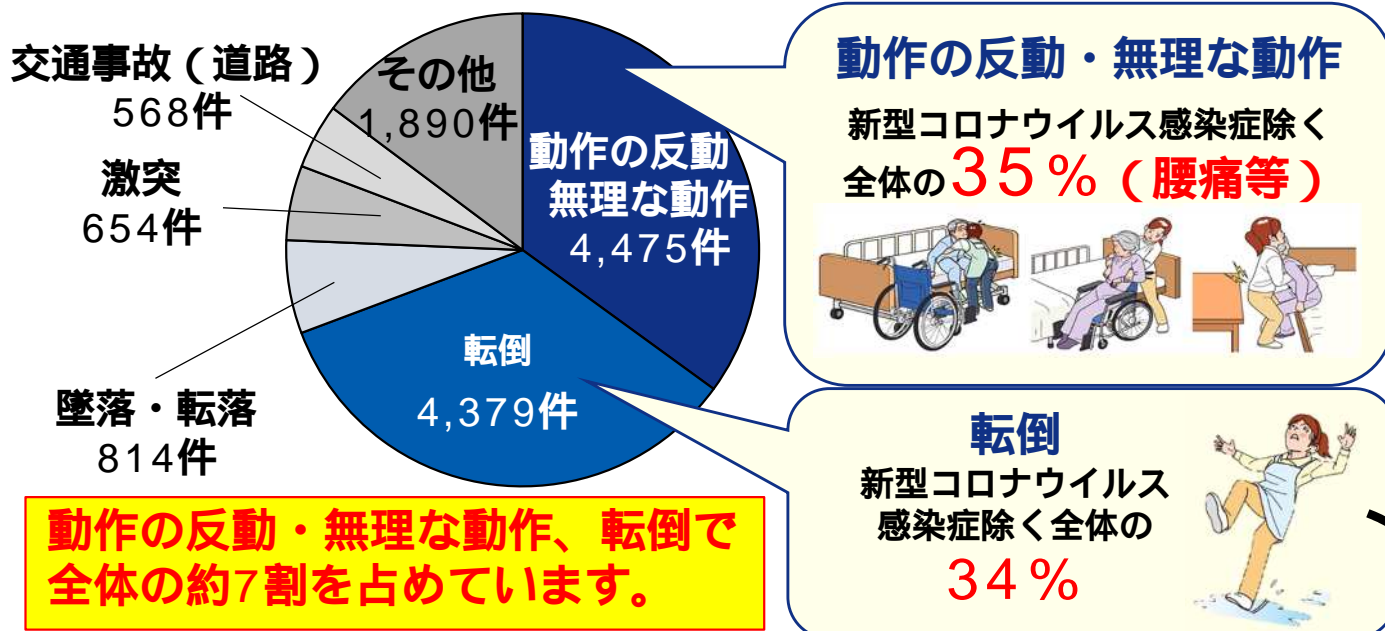
# どんな労働災害が起こっているの？

社会福祉施設（介護事業場）では、特に**動作の反動・無理な動作による「捻挫・腰痛」**や**「転倒」**など、労働者の**作業行動に起因する労働災害**が多くなっています。また、訪問介護業務等における**交通事故**も発生しています。

## 社会福祉施設（介護施設）に多い労働災害

無理な動作	転倒	墜落・転落	激突
利用者を無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりする際「腰痛になる、筋を痛める、くじく」など	急いでいる時や両手で荷物を抱えている時などに、床上の物や段差に「つまずく」、濡れた床で「滑る」など	「階段で滑り落ちる」「脚立、はしごから足を踏み外して落ちる」など	歩行中、「扉や物に当たる」、介助作業中、「机やいすに当たる」など

例：社会福祉施設における労働災害（全国、令和4年...計12,780件）  
新型コロナウイルス感染症り患による災害を除く



労働者が被災 **大きな人手不足**を招く

多忙となり**さらに労働災害が起こる悪循環**

転倒は、利用者の被災も起こりえます。

昨今は利用者からの損害賠償訴訟となる例も

労働者の高齢化にも対処しつつ**職場改善を進めない**と**サービスが提供できない**

各事業者・労働者が安全衛生に対する意識を高めて作業行動を変え、自主的な安全衛生活動を推進して、安全衛生水準を向上させる必要があります。

京都府内の休業4日以上**の転倒災害**（令和4年、全産業）

平均休業日数**46.8日**

**職場復帰まで平均6～7週間**

## 動作の反動・無理な動作

## ... 捻挫・腰痛等

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
<p><b>無理な動作</b> -1</p> <p>取組例 写真中のイラストは厚生労働省労働基準局キャラクター「たしかめたん」です。</p>	<p>介助作業等で身体に負担がかかり、腰痛や捻挫を発症する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介助作業等身体に負担がかかる作業が避けられず、腰痛・捻挫発症のリスクがある。</li> <li>● 腰痛を完全に防止することはできないが、可能な限りの発症を防止する必要がある。</li> </ul>	<p>就業前に腰痛体操をする事によって身体の柔軟性を高め怪我を予防する。</p> <p>腰痛を持っている職員が多く、腰痛予防、再発予防、症状緩和する取組となっている。</p> <p>体操を集団で実施する事により、継続的に実施することとした。</p>

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
<p><b>無理な動作</b> -2</p>	<p>介護職員が入居者のベッド上でおむつ交換実施時に突然腰を痛めて動けなくなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 腰痛予防ベルトを着用していたが、就業前のストレッチ（腰痛防止体操）が不十分であった。</li> </ul>	<p>介護ステーションに腰痛予防体操の写真付き資料を掲示し、就業前に腰痛予防体操を欠かさずに行うように周知をした。 介護職員に対して職員の腰痛予防ベルト購入費用の補助を実施している。</p>

の取組例



事例No.	対策・取組内容	実施の理由・効果
	<p>労働災害の発生なし。 (予防対策)</p>	<p>腰痛労働災害ゼロを継続</p>
<p>無理な動作 -3</p>	<p>2015年4月、腰痛予防対策チーム結成し、腰痛予防対策のための様々な取り組みをしてきました。</p> <p>理学療法士監修の腰痛予防体操を1日2回実施</p> <p>始業時や休憩後は体が温まっていないため、始業時と昼休憩後に体をほぐす体操から始めます。</p> <p>ユーチューブにアップしている体操動画は腰痛予防対策チームが作成したものです。</p> <p><a href="https://youtu.be/D09NgjoRcZw">https://youtu.be/D09NgjoRcZw</a></p> <p>腰痛ベルトの着用</p> <p>腰への負担軽減、無理な動作を予防するために、生活支援員と看護師には年齢に関係なく配布し着用してもらっています。また60歳以上の職員は腰痛リスクが高まることから職種に関係なく着用しています。</p> <p>スタンディングリフトの活用</p> <p>ご利用様の残存機能を活用しつつ、人力での抱え上げをしないことを徹底し、スタンディングリフトを活用しています。</p> <p>の取組例</p>	<p>急な動作は腰痛の発生リスクを高めるため、始業時や休憩後に手軽にできる下半身中心の体操を理学療法士に監修してもらいました。腰痛予防体操を行うことで、体を動かす準備が整い、腰痛予防が期待できると考えました。</p> <p>体操や移乗リフトを導入しても、腰痛になるかならないかは筋力に左右されず。腰を支えてくれるベルトがあることで、体を直接守ってくれると考えました。</p> <p>ご利用様の高齢化が年々進み、少しずつADLの低下が見られます。もともと床走行式リフトはありましたが、少しでもご利用様の残存機能を維持しつつ、職員も負担なく移乗ができるように導入しました。</p>




**動作の反動・無理な動作**

... **捻挫・腰痛等**

事例No.	対策・取組内容	実施の理由・効果
<p>無理な動作 -3 (続き)</p>	<p>の取組例</p>  <p>の取組例</p> 	



事例No.	対策・取組内容	実施の理由・効果
	<p>労働災害の発生なし (予防対策)</p>	<p>腰痛労働災害ゼロを継続</p>
<p>無理な動作 -4</p>	<p>2015年4月、腰痛予防対策チーム結成し、腰痛予防対策のための様々な取り組みをしてきました。</p> <p>昇降式スタンディングデスクの導入 デスクワークで長時間同じ姿勢が続くと筋肉がこわばり腰痛の発生リスクを高めたり、血流の悪化から健康リスクを高めたりします。管理職や事務員等は、本人の希望により昇降スタンディングデスクを選択できます。</p> <p>荷物の運搬は台車やキャスター付きの椅子を使用 職種に関係なく、加齢と共に腰痛リスクは高まります。管理職が「重いものは無理に運ばないようにね」と声をかけることで、持ち運びを道具に頼る組織風土が醸成されました。</p> <p>の取組例</p>	<p>週休3日のため1日10時間労働となる当法人では、事務員や管理栄養士また管理職は、デスクワークが多く長時間の座位姿勢になりがちです。腰痛の発生リスク及び健康リスク回避のため、希望者にはスタンディングデスクを使ってもらいます。体調によって立って仕事をしたり、座ってしたりできるため、腰痛予防や座りすぎによる病気予防に有効と考えました。</p> <p>どのような職種であっても「荷物を運搬する」という機会があります。少し重い物を持ち上げるという行為で腰痛になり、せっかくの人財が失われるのはもったいないと思います。台車や身近にあるキャスター付きの椅子に載せることで全ての職種でノーリフトの意識を定着させ、健康で長く働ける職場環境にしたいと考えました。</p>



事例No.	対策・取組内容	実施の理由・効果
<p>無理な動作 - 4 (続き)</p>	<p>の取組例</p> 	
<p>無理な動作 - 5</p>	<p><b>腰痛予防対策</b></p> <p>ノーリフティング宣言「持ち上げない！抱き上げない！引きずらない！中腰にならない！」の徹底</p> <p>全職員が腰痛予防に対して真摯に取り組めます。宣言を記した職員心得を配布し意識付けをしました。</p> <p>脱衣場の段差解消</p> <p>脱衣場出入口の段差解消に簡易スロープを設置し、シャワーキャリーの持ち上げをなくしました。</p> <p>ワゴン車への乗降に踏み台を取り入れADLの低下により足が大きく上がらなくなったご利用者様に自身の力を使って乗降してもらえるように踏み台を取り入れました。職員も抱え上げることがなくなり腰痛リスクの低減になりました。</p>	<p><b>腰痛労働災害ゼロを継続</b></p> <p>腰痛になると休業したり、就業困難となり離職にも繋がったりします。法人がノーリフティング宣言をし、どんな時も抱え上げない意識付けを行うことで、腰痛によるパフォーマンスの低下を回避したいと考えました。</p> <p>シニア職員から「脱衣場の段差でシャワーキャリーを持ち上げるのが大変」との声がありました。若い職員には何でもないようなこともシニア職員には負担となることを知り、急ぎ対策が必要と考えました。</p> <p>ご利用者様がワゴン車に乗り降りする際に、踏み台があれば足が上がらなくなった方でもご自身の力で乗り降りできるのではないかと担当者から意見がありました。これは職員の抱きかかえもなくせると考え、軽自動車も含めて4台あるすべての車に踏み台を常備しました。</p>

事例No.	対策・取組内容	実施の理由・効果
<p>無理な動作 - 5 (続き)</p>	<p>の取組例 (就業規則に記載)</p> <div data-bbox="240 504 979 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>ノーリフティング宣言</b> 持ち上げない! 抱き上げない! 引きずらない! 中腰にならない!</p> </div> <p>の取組例</p> <div data-bbox="268 797 815 1272" style="border: 1px solid black; margin: 10px 0;">  </div> <p>の取組例</p> <div data-bbox="272 1375 842 1883" style="border: 1px solid black; margin: 10px 0;">  </div>	

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
<p>転倒 -1</p>	<p><b>つまずき</b></p> <p>退勤時、施設玄関で外靴に履き替える際、外靴（サンダル）を履き損ね、前方に転倒して床に手をついたため、左足親指を骨折した。</p> <p>取組例（椅子の設置）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 玄関に椅子が設置されておらず、立って履き替えをしていた。</li> <li>● 照明が暗く、足元が見えにくかった。</li> <li>● 玄関付近に不要なものが置かれていた。</li> </ul> <p>取組例（証明の設置）</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 椅子の設置</li> <li>2. 照明の増設</li> <li>3. 整理整頓の徹底</li> </ol>
	<p><b>すべり</b> <b>予防対策の取組内容</b></p>	<p><b>実施の理由・効果</b> <b>（労働災害の発生なし）</b></p>	
<p>転倒 -2</p>	<p>浴室での転倒防止 入浴介助時は滑り止めの付いた浴室用スリッパを使用する。</p> <p>取組例</p> 	<p>シニアの職員から「浴室の床が滑りやすいので、滑り止め防止が付いたスリッパを購入してほしい」と意見があがりました。転倒防止につながることからすぐにスリッパを取り入れました。</p>	

事例No.	対策の取組内容	実施の理由・効果
	<p>墜落・転落の予防 (人と人との接触による 階段からの転落・転倒)</p>	<p>労働災害の発生なし。</p>
<p>墜落・ 転落 -1</p>	<p>危険個所の見える化 危険個所にマーキングをして、視覚的に認識する。</p> <p>取組例</p> 	<p>階段や入り組んだ場所では他者との接触のリスクがあります。人との接触により階段から転落・転倒してしまう危険性もあるため、予め危険個所をマーキングし、職員に対して視覚的な注意喚起をすることで、事故の予防になると考えました。</p> 

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
<b>交通事故</b> -1	<p>新型コロナの影響もあり、自転車やバイク通勤者が増加。多数の職員が利用する駐輪場への曲がり角が死角となっているため、駐輪場への出入り時に衝突のおそれがある事案が複数発生し、職員から対策を求める声があがった（ヒヤリハット）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐輪場への通路の曲がり角が死角となっており、自転車やバイクの出合頭による交通事故のおそれがあった。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. カーブミラーの設置。</li> <li>2. 通行時の注意を促す標識の設置。</li> </ol>
取組例（カーブミラー）			
取組例（注意標識）			

事例No.	対策・取組内容	実施の理由・効果
	<p><b>熱中症発症予防の取組</b></p>	<p><b>熱中症の発生なし</b></p>
<p>その他 -1 (熱中症 予防)</p>	<p>熱中症対策として、アイスリングを採用 対象者：調理員・生活支援員 (主に掃除)</p> <p>取組例</p> 	<p>近年の猛暑は異常気象と言われる厳しい暑さが続きます。特に給食の調理現場では熱中症のリスクが非常に高くなります。</p> <p>また、館内の清掃担当職員は、空調の効いていない場所の掃除を行うこともあります。常に体を動かしていることから熱中症リスクが高い業務となっています。</p> <p>熱中症予防のために、太い血管(頸動脈)を冷やす効果があるアイスリングを取り入れました。</p> 

「動作の反動、無理な動作」及び「転倒」は、最終的には労働者の作業行動にかかってきます。

以下のように物、人の両面にアプローチすることが必要です。

- ・ **設備・器具を整える ... 物の対策**  
( 転びにくい床、転びにくい靴、照明、身体介助の負担を軽減するスライディングボード、腰痛防止ベルトやパワースーツの導入など )
- ・ **作業手順を定め教育する... 人への対策**  
( 濡れた床を放置しない、介助の姿勢など )

また、本部や施設が行う安全衛生活動により、労働者自ら安全な行動を取れるように、安全衛生意識を高めることが重要です。

「厚生労働省第14次労働災害防止計画」  
 「京都労働局第14次労働災害防止推進計画」  
 「京都府内の労働災害統計」  
 については、右のページから各資料をご参照ください。

京都労働局  
[「災害統計・事例」のページ](#)



## 1. 安全衛生管理全般について

労働安全衛生法の概要、施策紹介については、  
 厚生労働省ホームページをご参照ください。



厚生労働省 雇用・労働  
[「安全・衛生」ホームページ](#)

## 2. 安全衛生活動について

基本的な安全衛生管理活動については、  
 右のパンフレットをご参照ください。



パンフレット「製造事業者  
 向け 安全衛生管理のポイント」

パンフレット「安全で安心な  
 職場をつくりましょう」  
 (主に第三次産業向け)



## 3. 転倒・腰痛防止対策

転倒予防・腰痛予防対策については、  
 右のページをご参照ください。  
 (リーフレット、事例集、動画等があります)



厚生労働省「転倒予防・  
 腰痛予防の取組」のページ

京都労働局  
[転倒災害防止特設ページ](#)



## 4. 雇入れ時教育等

雇入れ時教育等については、右の  
 ページをご参照ください。  
 (各業種向けパンフレット、動画等があります)



パンフレット「未熟練労働者に  
 対する安全衛生教育マニュアル」

厚生労働省職場のあんぜんサイト内  
[「各種教材・ツール」のページ](#)



## 5. 高齢労働者の安全衛生対策

高齢労働者の安全衛生対策については、右のページを  
 ご参照ください。(「高齢者の労働災害防止のための指針」  
 「エイジフレンドリー補助金」を含む資料・リーフレット等があります)



厚生労働省  
[「高齢労働者の安全衛生対策」のページ](#)

他にも、厚生労働省ホームページでは、安全  
 衛生に関する各種パンフレット・リーフレットを  
 ダウンロードできます。

安全衛生関係パンフレット・  
[リーフレットのページ](#)



# 全国健康保険協会京都支部 「京から取り組む健康事業所宣言」 のご案内

約1,600社登録

協会けんぽ京都支部では、職場の健康づくりに取り組む事業所をサポートするため、「京から取り組む健康事業所宣言」を実施しています。

## 健康事業所宣言の流れ



エントリーシートを  
協会けんぽ京都支部  
FAX(郵送)で  
提出するだけです

ダウンロード  
はこちら



協会けんぽ  
京都支部から  
お送りします！

宣言証を**応接室の掲示**  
や会社の**ホームページ**  
に掲載することでPR  
ができます

## 事業所健康度カルテの提供

毎年、医療費・健診データに基づく「**事業所健康度カルテ**」をお送りします。自社の健康課題を把握し、取組内容の検討にご活用いただけます。



個人情報保護の観点から、協会けんぽが保有する被保険者の健診結果が10名以上の事業所様にお送りしています。

## 健康宣言事業所への支援（無料）

自社の健康課題を解決していただくため、次のサポート（無料）を行っています。

- 認定ロゴマークの利用
- 健康講座の実施
- 健康測定器のレンタル
- 季節の健康情報誌の提供
- 取組事例の掲載 など

お問合せ



全国健康保険協会京都支部

TEL:075-256-8630

# 京都地域産業保健総合支援センター 「メンタルヘルス対策支援事業」 のご案内

京都産業保健総合支援センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策の普及促進を図るため、当センターにメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者（メンタルヘルス対策促進員）を配置し、

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
- 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援
- 3 管理監督者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 4 若年労働者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

などの事業場への個別訪問支援サービスを**無料**で提供しております。また、当センターでは精神科医や臨床心理士等の専門家を配置し、職場のメンタルヘルスに関する悩みや課題等のご相談等に**無料**で対応しています。

### 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援

メンタルヘルス対策の基本は、経営トップが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。産業カウンセラー、社会保険労務士、労働衛生コンサルタント等のメンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、「心の健康づくり計画」の作成支援等を行います。

### 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援

メンタル不調により休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、「職場復帰支援プログラム」の策定や就業規則等の関連規定の整備等により、休職から復職までの社内ルールを明確にしておくことが必要不可欠です。メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、「職場復帰支援プログラム」の作成支援等を行うとともに、精神科専門医等による多角的検討の支援も実施しています。

### 3 管理監督者教育への講師派遣

メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、事業場の管理監督者の方々に、メンタルヘルス対策を進める上で必要な「管理監督者の役割」や「管理監督者の取組事項」についての教育や研修を実施します。（講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。）

### 4 若年労働者教育への講師派遣

メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、事業場に就労して間もない若年労働者に対し、自殺予防等のためのセルフケア教育や研修を実施します。（講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。）

### 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

平成27年12月より施行が義務付け（従業員数50人以上の事業場のみ）となったストレスチェックとは、事業主が労働者に対して行う心理的負担の程度を把握するための検査です。制度がよくわからない、どのように実施したらよいかわからない等のお悩みがあれば、メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き導入にあたっての支援等を行います。また、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善をどのように行えばよいかわからない等のお悩みに関しても支援を行います。

### 6 相談窓口の開設

事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の解決をお手伝いします。この相談窓口では、メンタル不調者に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関するご相談をお受けしています。（面談、電話でのご相談の場合は、事前の予約が必要です。相談員等の出勤予定はホームページでご確認頂けます。）

事業の詳しい内容は、当センターのホームページをご覧ください。

京都産業保健総合支援センター **検索**

京都産業保健総合支援センター

〒604-8186 京都市中京区車道町通御池下ル梅屋町361-1 アーパネックス御池ビル東路5階  
電話 075 (212) 2600 FAX 075 (212) 2700 E-mail : info@kyotos.johas.go.jp

2017.5

# 中央労働災害防止協会 「中小規模事業場 安全衛生サポート事業（個別支援）」のご案内

## <個別支援>

### ！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。製造業、鉱業の事業場に加え、「安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)」(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。

**費用** 費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

- 対象**
- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
  - 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象

### 1 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

### 2 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等)

～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 現場巡回に行き、巡回における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、墜落、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発・火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

## 【あしがき】

本資料の作成に当たり、災害事例の提供やご意見をいただいた京都府社会福祉施設（介護）プラスセーフ（+SAFE）協議会構成員のご担当各位にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

### 社会福祉施設（介護事業場）の労働災害防止好事例集

#### 発行者

京都府社会福祉施設（介護）プラスセーフ（+SAFE）協議会

《事務局：京都労働局 労働基準部 健康安全課

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地

電話 075-241-3216（健康安全課直通）》

発行日 初版 令和8年（2026年）6月